

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

○ 告示
○ 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

○ 告示(公)
○ 技能検定員審査の実施……………三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………五
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 肥料検査成績の公表……………
……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………八

告 示

● 東京都告示第千三百九十一号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

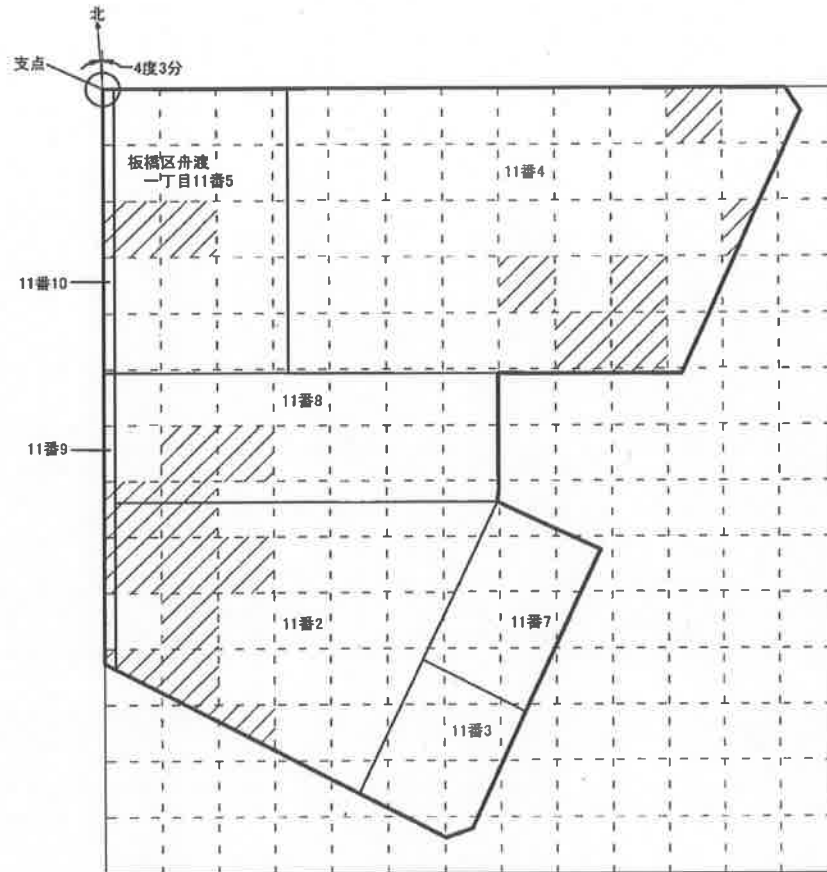
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年十月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - 単位区画
 — 筆境界
 — 敷地境界
 〰 形質変更時
 要届出区域

【支点】
 支点は、板橋区舟渡一丁目
 11番10の最北端とする。

【格子の回転角度(4度3分)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ
 ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月九日

東京都知事 舛 添 要 一

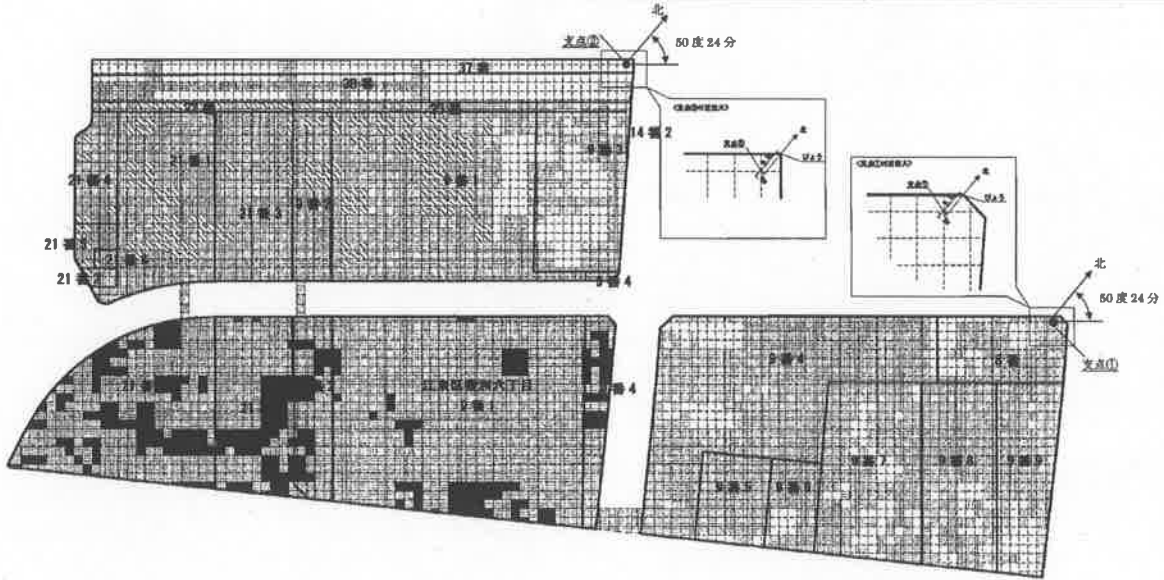
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図

<支点>
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.0m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (50度24分)>
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>
 〓 : 調査対象地
 - - - : 単位区画
 — : 境界線
 ▨ : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (この告示により指定する区域)
 ▩ : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1666号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
 ■ : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成26年東京都告示第1312号により指定した区域)



出 示 (公)

●東京都公安委員会告示第310号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月9日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識